

長寿（後期高齢者）医療制度 被保険者の方へお知らせです

8月1日から長寿（後期高齢者）医療被保険者証が切り替わります。

有効期限が平成25年7月31日となります。ピンク色は変わりません。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成25年7月31日
被保険者番号	12345678
被保険者氏名	浦添市安波茶1-1-1
姓	浦添 太郎
性別	男
生年月日	昭和 5年7月5日
健康保険料納付	平成20年4月1日
健康保険料	平成20年4月1日
交付年月日	平成24年8月1日
保険料納付額	1割または3割
保険料納付額	39472089
保険料納付額	沖縄県後期高齢者広域連合

今お持ちの被保険者証は切り替えないと平成24年8月1日以降は使用できません。

8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合等をご確認ください。

一部負担金の限度額適用と食事代を減額する制度があります。

長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者で住民税非課税世帯の方は、療養を受けたときに支払う一部負担金と入院時の食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」以下、減額認定証の交付を受けたい方がいます。

後期高齢者医療制度適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	平成24年8月1日
被保険者番号	12345678
被保険者氏名	浦添市安波茶1-1-1
姓	浦添 太郎
性別	男
生年月日	昭和5年7月5日
健康保険料納付	平成24年8月1日
健康保険料	平成25年7月31日
交付年月日	
保険料納付額	39472089
保険料納付額	沖縄県後期高齢者広域連合

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留で郵送します。

保険料の滞納がある方

市役所窓口での切替え

保険料の滞納等がある被保険者には、封書を郵送します。切替えの際には、納付相談が必要です。

※必ず7月中に切替えの手続きを行ってください。

保険料の滞納がない方

郵送による切替え

減額認定証交付対象

○低所得者Ⅰ 同一世帯の全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方（年金の控除額を80万円として計算）

○低所得者Ⅱ 世帯員全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰに該当する方を除く）

申請方法

該当すると思われる方は、国民健康保険課18番窓口で「減額認定証」の交付を申請してください。

申請に必要なもの

①後期高齢者医療被保険者証
②被保険者本人の印鑑
③代理の方が申請に来られる場合は代理の方の印鑑と、代理の方の本人確認ができるもの（運転免許証など）

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を現在お持ちの方へ

現在お持ちの減額認定証の有効期限は平成24年7月31日です。有効期限が過ぎると使用できなくなりますので、更新手続きが必要となります。

※自動的に更新されません。

所得の変動により、低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱに該当しなくなった方には交付できませんので、更新手続きを行う前に所得状況をご確認ください。

申請により医療費の自己負担割合や自己負担限度額が変わる場合があります

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者がいる場合の所得区分を『現役並み所得者』といい、医療費の負担割合は3割となります。ただし、下記の①～③のいずれかに該当する場合は申請することにより、「一般」の区分と同様となり、負担割合が1割となります。

■負担割合が1割になる場合

- | |
|---|
| ①同じ世帯に長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者が1人の場合、その方の年収が 383万円未満 であるとき。 |
| ②同じ世帯に長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者が複数いる場合、その全員の年収の合計が 520万円未満 であるとき。 |
| ③同じ世帯の長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者が1人で、同じ世帯の70歳～74歳の方も含めた年収の合計が 520万円未満 であるとき。 |

■申請方法

該当する被保険者の方には、保険証切替えの際に「後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ」および「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を同封して郵送します。申請書をご記入の上、国民健康保険課18番窓口にお越しください。

保険料に関する通知書をお送りします。

特別徴収の方

年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。申出により口座振替に変更することがある場合があります。国民健康保険課へお問い合わせください。

☆普通徴収の保険料の納付は7月からです！

後期高齢者医療保険料の納付が7月から始まります。納期限は毎月末です。ただし、その月末が土・日・祝日に当たる場合は、その翌日が納期限となります。納期内の納付にご協力ください。

【特別徴収の方】

料金納付書	
浦添市安波茶1-1-1	浦添 太郎 様
後期高齢者医療保険料 本徴収額決定通知書 兼特別徴収開始通知書	
沖縄県後期高齢者医療広域連合 TEL: 098-962-0012	
浦添市役所 国民健康保険課 TEL: 098-976-1234	

普通徴収の方

浦添市国民健康保険課から送られてくる「後期高齢者医療保険料納付通知書」で納期内に指定された金融機関で納めます。

【普通徴収の方】

浦添市安波茶1-1-1	
浦添 太郎 様	
後期高齢者医療保険料納付通知書	
沖縄県後期高齢者医療広域連合	

還付金詐欺にご注意を!!

役所や社会保険事務所等の公的機関を名乗っての振込詐欺が沖縄県内で急増しています。

主な手口

- ・役所の職員を名乗る者から電話が来る（携帯電話にかかってくる事例が多くあります）
- ・「医療費（または保険料）の還付が49,476円あり、申請書類を送っているが返信がないようだ、本日3時までには手続きをすれば申請として取り扱うのでフリーダイヤルに電話してほしい」と言われる
- ・電話をかけると、預金のある銀行名や口座番号、携帯電話所持の有無などを聞き出され、ATMへ誘導される
- ・振り込みがあったかを確認させ、ATMから指定口座に振り込ませる

電話によりATMの操作を指示し、 手続きを行うことは絶対にありません！

電話で医療費等の還付手続きをお願いすることはなく、文書で行っていますので不審に思ったときは、役所の窓口や最寄りの交番・警察署へお問い合わせください。

各手続の受付について

受付場所
浦添市役所1階 国民健康保険課18番窓口

受付期間

※土・日・祝日を除く

長寿（後期高齢者）医療被保険者証の切替え

7月9日（月）～7月31日（火）

限度額適用・標準負担額減額認定証の切替え

☆更新の方

7月2日（月）～7月31日（火）

☆新規申請の方

随時、受け付けています（申請した月の初日からの適用となります）

受付時間

午前8時30分～正午
午後1時～5時15分

問い合わせ

国民健康保険課

庶務係（後期高齢者医療担当）

☎ 876-11234

（内線3712・3727）